

新型コロナウイルスの感染拡大に対応した
岡山県融資制度「経済変動対策資金」について

2020.12.17 現在

融 資 対 象 者	<p>次のいずれかに該当し、経営の安定に支障をきたしている中小企業者または組合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者（セーフティネット保証の認定を受けている） 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等（※1）又は利益率（※2）が前年同月比5%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等又は利益率の月平均が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれる中小企業者等
資 金 使 途	<p>(1) 経営の維持・安定のために必要な運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く） (2) 既存の信用保証付き融資の借換資金（一部の保証を除く）</p>
融 資 限 度 額	8,000 万円
融 資 期 間	10 年以内（うち据置期間2年以内）
融 資 利 率	年 1.65%以内
保 証 料 率	年 0.45%～1.52%
担 保 及 び 保 証 人	<p>【担保】 必要に応じ差し入れていただきます 【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません</p>
取 扱 期 間	令和2年2月25日から令和3年3月31日（保証申込分）
備 考	経営安定関連保証（セーフティネット保証）を使用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。

（※1）売上高等…売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）

（※2）利 益 率…売上総利益率又は営業利益率